

美浜町地域づくり拠点化施設整備事業

実施方針

平成 30 年 12 月

美 浜 町

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1-1 事業内容に関する事項	1
(1) 本事業の背景	1
(2) 本事業の目的	1
(3) 本事業の基本理念等	2
(4) 事業名称	2
(5) 公共施設等の管理者等の名称	2
(6) 事業予定地	2
(7) 事業の対象となる公共施設等の名称	2
(8) 事業方式	3
(9) 事業期間	4
(10) 事業期間終了時の措置	4
(11) 事業の対象範囲	4
(12) 提案施設について	5
(13) 事業者の収入	6
(14) 施設使用料	6
(15) 光熱水費の負担	6
(16) 付帯事業について	7
(17) 事業スケジュール（予定）	8
(18) 遵守すべき法制度等	8
1-2 特定事業の選定に関する事項	10
(1) 特定事業選定の基本的考え方	10
(2) 特定事業選定の手順	10
(3) 特定事業の選定結果の公表	10
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
2-1 募集及び選定方法	11
2-2 募集及び選定の手順	11
(1) 募集及び選定スケジュール	11
(2) 応募手続等	12
(3) 優先交渉権者の決定及び公表	14
(4) 優先交渉権者を決定しない場合	14
(5) 本事業の実施に関する協定等	14
2-3 応募者の備えるべき参加資格要件	15

(1) 応募者の構成等	15
(2) 業務実施企業の参加資格要件	15
(3) 応募者及び協力企業の制限	17
(4) SPC の設立等	18
(5) 参加資格要件の確認基準日	18
(6) 美浜町入札参加資格者名簿の追加登録	18
(7) 応募者及び協力企業の変更	19
2-4 提案書類の取扱い	19
(1) 著作権	19
(2) 特許権等	19
2-5 審査及び選定に関する事項	19
(1) 提案等の審査	19
(2) 採用提案者への加点	19
(3) 選定委員会の設置	20
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
3-1 責任分担に関する基本的な考え方	21
3-2 予想されるリスクと責任分担	21
3-3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	21
3-4 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	21
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	23
4-1 立地条件	23
4-2 施設要件	23
(1) 基本的考え方	23
(2) 構成要素	23
5. 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	25
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	26
6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	26
6-2 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	26
6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	26

6-4 金融機関と本町の協議（直接協定）	26
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
7-1 法制上の措置	27
7-2 税制上の措置	27
7-3 財政上及び金融上の支援	27
7-4 その他の措置及び支援に関する事項	27
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	28
8-1 議会の議決	28
8-2 応募に伴う費用負担	28
8-3 実施方針に関する問合せ先	28

資料 1 リスク分担表

資料 2 計画地位置図

資料 3 敷地図

様式 1 実施方針に関する質問及び意見書

様式 2 個別対話参加申込書

様式 3 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 本事業の背景

1) 美浜町地域づくり拠点化整備基本計画の策定

美浜町（以下「本町」という。）は、「JR 美浜駅」「役場・なびあす・はあとぴあ」といった公共交通機関と、公共施設とを結ぶ「南北の軸」と JR 小浜線、国道 27 号、町道 佐柿・郷市線といった広域圏や町内の生活拠点同士を結ぶ「東西の軸」を二つの大きな軸として、その軸が交わる地点付近に「地域づくり拠点」を整備することにより、中心市街地の活性化や既存市街地の再編、宅地化の促進を図り、「JR 美浜駅」や「地域づくり拠点」と商業・業務・福祉・教育・文化施設及び居住空間とが有機的に結びついた「コンパクト」な市街地が形成されることによって、若者や高齢者をはじめとする地域住民が自動車に過度に依存するのではなく、電車やコミュニティバス、自転車などを行き先や目的に応じて「スマート」に選択し、人々が集い、ふれあうまちづくりの構築を目指している。

本町では、平成 29 年 7 月より「美浜町地域づくり拠点化整備基本計画策定委員会」及び「専門部会」を設置し、「町民中心のまちのにぎわい・地域住民の交流拠点」「美浜町の魅力がスマートかつコンパクトなまちづくり拠点」を重点とした『地域づくり拠点化施設（道の駅）』（以下「拠点化施設」という。）の整備について検討を重ね、平成 30 年 3 月に「美浜町地域づくり拠点化整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

2) PFI 法第 6 条に基づく民間提案の募集

本町では、「基本計画」や国土交通省（以下「国」という。）が求める「道の駅」の取組方針を基本とし、施設利用者の安全性・利便性の重視をはじめ、ユニバーサルデザインの導入や休憩・沿道サービスの提供、農林水産物の販売・商品化・ブランド化、地域情報の提供等、施設が有する機能が十分に発揮されるとともに、本町の現状や課題を踏まえ、公民連携だけでなく民民連携により、拠点化施設が、地域の特色を活かした町民の新たないきいき・にぎわいの場が創出できるような場となることを目指している。

そこで、本町は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）第 6 条」に基づく民間提案の募集を行い、厳正なる審査により、応募企業の提案内容を採用（以下「採用提案」という。）した。

(2) 本事業の目的

美浜町地域づくり拠点化施設整備事業（以下「本事業」という。）は、上記の背景を踏まえ、PFI 法に基づく事業として拠点化施設を整備し、その維持管理・運営を行うものであり、民間のノウハウ、経営能力等の活用を図り、長期に渡り地域振興に寄与する施設を

提供するとともに、良好な施設の整備や事業コストの削減等、長期的な視点での施設運営及び地域活性化を図るものである。

また、本事業は、平成 34 年度北陸新幹線敦賀開業を見据え、平成 33 年度中の供用開始を目指して事業を進めるものとする。

(3) 本事業の基本理念等

本事業の基本理念及びコンセプトは、以下に掲げるものとする。

① 基本理念

人々が集い、育み、美（うま）し美浜を体感できるにぎわいの交流拠点づくり

② コンセプト

集う：交流スペースやイベント広場、商業施設など交流機能の整備

育む：子育て交流機能の充実

守る：防災機能の整備

絆ぐ：町内各種施設等の情報発信や「美浜コンシェルジュ」の配置

磨く：美浜の観光資源を発見し紹介する仕組みの整備

(4) 事業名称

美浜町地域づくり拠点化施設整備事業

(5) 公共施設等の管理者等の名称

美浜町長 山口 治太郎

(6) 事業予定地

所在地：福井県美浜町郷市、松原地係

全体敷地面積：約 12,000 m²

なお、事業予定地は平成 31 年度中に本町が取得予定である。

(7) 事業の対象となる公共施設等の名称

本事業の対象となる施設（以下「本公共施設」という。）は、「美浜町地域づくり拠点化施設（道の駅）」とし、以下に掲げる施設により構成するものとする。

（※「道の駅」登録・案内要綱（国土交通省）を満たすもの）

1) 本事業により整備する公共施設

本事業において事業者が整備し、維持管理及び運營業務を行う公共施設（以下「本施設」という。）。

- ① 休憩施設（地域振興施設用屋内トイレ）

- ② 地域振興施設（飲食施設、農林水産物直売所、日用品・食料品販売所、荷捌き室（作業スペース）、子育て交流施設、交流スペース（多目的スペース）、屋上スペース、公園的広場、屋根付きイベント広場）
 - ③ 防災施設（防災備蓄倉庫、ガソリンスタンド）
 - ④ 提案施設（※）
- ※「④ 提案施設」とは、事業者が自らのアイデア及びノウハウを活かした整備・運営等を行うことができ、かつ、本事業の目的に即し、公共施設としての役割を充足する機能等を有する施設。

2) 国整備施設

国土交通省が設置し、本町が管理を行う公共施設であり、本事業において事業者が維持管理業務を行う予定の施設。

- ① 休憩施設（駐車場、トイレ）
- ② 情報発信施設（情報発信施設）
- ③ ベビーコーナー（授乳、おむつ替えスペース）

3) 町整備施設

本町が設置し、管理を行う公共施設であり、本事業において事業者が維持管理業務を行う予定の施設。

- ① 休憩施設（駐車場）
- ② 交通連携施設（EV 充電施設、バス停留所）
- ③ 再生可能エネルギー施設
- ④ その他施設（地下調整池）

(8) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本町が、事業者と締結する本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が本施設の設計及び建設等の業務を行い、本町に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運營業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

なお、本施設及び町整備施設は、地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、これら公の施設の運営にあたっては、事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 44 年（西暦 2032 年）3 月 31 日（維持管理・運営期間を約 10 年間）までとする。

(10) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本町が本公共施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から本公共施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本町に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

(11) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

1) 本施設

本施設の設計、建設・工事監理業務の実施にあたっては、国整備施設、町整備施設との調整を行うこと。

ア 設計業務

- ① 設計業務
- ② 本事業に伴う各種申請等の業務
- ③ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設・工事監理業務

- ① 建設業務
- ② 什器・備品等調達設置業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 所有権設定に係る業務
- ⑤ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 外構等維持管理業務

- ④ 環境衛生・清掃業務
- ⑤ 警備保安業務
- ⑥ 修繕業務（※）
- ⑦ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕については、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

エ 運營業務

- ① 統括管理業務
- ② 地域振興施設運營業務
- ③ 防災施設運營業務
- ④ 地域振興業務（※）
- ⑤ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 「④ 地域振興業務」とは、本町の地域振興や農業・観光振興に資する方策を企画し、運営（実施）する業務である。

2) 国整備施設

ア 維持管理業務（予定）

- ① 環境衛生・清掃業務
- ② 消耗品費用
- ③ 照明器具の維持管理（駐車場照明除く）

3) 町整備施設

ア 維持管理業務（予定）

- ① 外構等維持管理業務
- ② 環境衛生・清掃業務

(12) 提案施設について

事業者は、本事業の目的に即し、公共施設としての役割を充足する機能等を有する施設を「提案施設」として、予定価格の範囲内で提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。

この提案施設は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。また、事業予定地の法的規制条件や本事業の目的との整合性、公共施

設としての本町の関連施策との整合性の観点から実施の可否及び実施可能な範囲について制約がある場合があるため、提案施設について提案を予定する事業者は、事前に（提案書の提出前に）提案内容について本町関係課等と協議を行うものとする。

(13) 事業者の収入

1) 施設整備費

本町は、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る費用については、サービスの対価として、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、補助金の状況を勘案しながら、一時に又は定期的に支払う。

2) 維持管理・運営費

本町は、本公共施設の維持管理及び運営業務に係る費用については、地域振興施設運営業務及び防災施設運営業務に係る一部の費用を除き、サービスの対価として、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

3) その他の収入

本施設において、地域振興施設運営業務及び防災施設運営業務による売上または販売手数料等は、事業者の収入とすることができる。

また、本町は、本事業の事業契約締結と同時に、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、公の施設の利用者からの利用料を収入とすることができる。

(14) 施設使用料

本事業では、地域振興施設運営業務の実施にあたり、施設使用料（以下「使用料」という。）として事業期間終了時までの間、使用する施設面積に応じた金額、又は当該業務による年間売上額の一部を、毎年度、事業者から徴収することとする。

ただし、やむを得ない状況が発生した場合は、協議に応じるものとする。

(15) 光熱水費の負担

国整備施設を除く本公共施設の維持管理及び運営に係る光熱水費は、供給事業者に対し、全て事業者が支払うものとする。

なお、当該光熱水費は、その実費を、サービスの対価として、本町が事業者に対し事業期間終了時までの間、定期的に支払うものとする。

本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減をできる限り図るよう業務を実施すること。

(16) 付帯事業について

事業者は、地域振興業務等の公共事業とは別に、本事業の付帯事業（民間事業）として、事業予定地又はその付近において、事業者の独立採算事業として、付帯施設（民間施設）を整備・運営する事業（以下「付帯施設整備運営事業」という。）、又は本施設を活用した民間収益事業（以下「自主運営事業」という。）を実施することができるものとする。

この付帯事業は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。また、事業予定地の法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯事業について提案を予定する事業者は、事前に（提案書の提出前に）提案内容について本町関係課等と協議を行うものとする。

付帯事業は、以下の条件で実施するものとする。

1) 事業予定地内で実施する場合

- ① 付帯事業は独立採算事業とし、当該事業に係る一切の費用は事業者が負担すること。
- ② 付帯事業による収入は事業者の収入として算入することを認めるが、本事業と付帯事業に関する収入及び支出は明確に区分すること。
- ③ 付帯事業は、本事業との相乗効果が期待され、かつ、本公共施設の用途または目的を妨げない範囲において実施可能とするが、応募者が提案書類にて提案し、本町が許可した事業に限るものとする。
- ④ 事業予定地において付帯施設整備運営事業を実施する場合にあっては、付帯施設を本施設と合築することは不可とし、付帯施設の建設に必要な土地（以下「付帯施設用地」という。）を事業予定地から区分（敷地分割）し、付帯施設用地について、本町と事業用定期借地権設定契約等を締結し、本町に対し、当該土地の賃借料を支払うこと。
- ⑤ 自主運営事業を実施する場合にあっては、要求水準書に示す施設以外に、自主運営事業を専用とする施設・諸室等を本施設に設けないこととし、本町に対し、当該自主運営事業の売上の一部を使用料として支払うこと。
- ⑥ 付帯事業を行うことにより、本施設が本来有すべき機能や事業者が本来行うべきサービスに支障が出ないようにすること。
- ⑦ 付帯事業の終了時、事業者が付帯事業を行うために設置した施設、設備、備品等がある場合は、その一切を撤去して本町に明け渡すこと。

2) 事業予定地以外の場所で付帯事業を実施する場合

- ① 必要な協議や手続き等は事業者が行うこととし、当該付帯事業で使用する土地・建物等の所有者等と十分協議を行った上で実施すること。また、付帯事業終了時の措置についても、当該所有者等と十分協議を行うこと。

(17) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュール（予定）は以下の通りである。

事業者は、平成34年度北陸新幹線敦賀開業を見据え、平成33年度中に本施設の運用を開始できるよう、本施設の設計・建設及び開業準備を行うこと。なお、運用開始日は、事業者の提案により早めることは可能である。

表 事業スケジュール（予定）

基本協定締結	平成31年8月頃
事業契約締結	平成31年10月頃
事業期間	事業契約締結日～平成44年3月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成34年1月31日（引渡しまで）
開業準備期間	施設引渡し日～平成34年3月30日
運用開始日	平成34年3月31日
維持管理期間	施設引渡し日～平成44年3月末日
運営期間	運用開始日～平成44年3月末日

(18) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令・条例等】

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ② 建築基準法、屋外広告物法、都市計画法、道路法、駐車場法、文化財保護法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑥ 食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律、健康増進法、食品表示法

- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法、石綿障害予防規則
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑩ エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律
- ⑪ 電気事業法、電波法、ガス事業法
- ⑫ 騒音規制法、振動規制法
- ⑬ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑭ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ⑮ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）
- ⑯ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑰ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ⑱ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ⑲ 条例
 - ・ 美浜町水道給水条例
 - ・ 美浜町個人情報保護条例
 - ・ 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
 - ・ 美浜町文化財保護条例
 - ・ 美浜町法定外公共物の管理に関する条例
 - ・ 美浜町下水道条例
- ⑳ その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑩ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑪ 美浜町地域防災計画
- ⑫ その他関連要綱及び基準

1-2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本町の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

本町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本町が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
平成 30 年 12 月 10 日	実施方針の公表
平成 30 年 12 月 14 日～20 日	実施方針に関する質問及び意見の受付
平成 31 年 1 月上旬	実施方針への質問及び意見への回答の公表 要求水準書（案）の公表
平成 31 年 1 月 17 日～21 日	実施方針等に関する個別対話の実施
平成 31 年 1 月 21 日～25 日	実施方針等に関する質問及び意見の受付
平成 31 年 1 月下旬	特定事業の選定及び公表
平成 31 年 2 月上旬	実施方針等への質問及び意見への回答の公表
平成 31 年 2 月中旬	募集要項等の公表
平成 31 年 2 月下旬	募集要項等に関する説明会の開催
平成 31 年 3 月上旬	募集要項等に関する第 1 回質問受付締切
平成 31 年 3 月上旬以降	募集要項等に関する個別対話
平成 31 年 3 月下旬	募集要項等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 31 年 4 月中旬	募集要項等に関する第 2 回質問受付締切
平成 31 年 5 月上旬	募集要項等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 31 年 5 月上旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
平成 31 年 6 月上旬	提案に係る書類の受付締切
平成 31 年 7 月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成 31 年 8 月中旬	基本協定の締結
平成 31 年 9 月中旬	仮事業契約の締結
平成 31 年 10 月	町議会の議決

(2) 応募手続等

1) 実施方針の公表

平成 30 年 12 月 10 日(月)に、本実施方針を美浜町公式ホームページ上で公表する。

2) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成 30 年 12 月 14 日（金）～12 月 20 日（木）
- ② 受付方法：「様式 1 実施方針等に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、8-3 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

3) 実施方針に関する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、平成 31 年 1 月上旬までに美浜町公式ホームページにおいて公表する。

4) 要求水準書（案）の公表

平成 31 年 1 月上旬に、要求水準書（案）を美浜町公式ホームページ上で公表する。

5) 実施方針等に関する個別対話

公表した実施方針や要求水準書（案）の内容等について、事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や募集要項等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。

- ① 開催日時：平成 31 年 1 月 17 日（木）～21 日（月）
午前 10 時～午後 4 時のうちの希望日時（2 時間程度を想定）
ただし、土曜、日曜を除く。
- ② 開催場所：美浜町役場
- ③ 参加資格：本事業の応募者となることを予定している事業者とし、参加人数は 5 名以内とする。なお、応募グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で 8 名以内とする。
- ④ 申込方法：個別対話への参加を希望する事業者は、「様式 2 個別対話参加申込書」に必要事項を記載の上、8-3 に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、希望された日時を調整した後、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。

- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、7) 実施方針等に関する質問及び意見への回答とあわせ、美浜町公式ホームページにおいて公表する。

6) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

公表した実施方針や要求水準書（案）に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成 31 年 1 月 21 日（月）～1 月 25 日（金）
- ② 受付方法：「様式 3 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、8-3 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

7) 実施方針等に関する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、平成 31 年 2 月上旬までに美浜町公式ホームページにおいて公表する。

8) 実施方針の変更

本町は、事業者からの意見等を踏まえ、募集要項等の公表までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、美浜町公式ホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

9) 特定事業の選定及び公表

実施方針等に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、平成 31 年 1 月下旬に、美浜町公式ホームページ上で公表する。

10) 債務負担行為の設定に係る議会の議決

債務負担行為の設定については、平成 31 年美浜町議会 6 月定例会にて議決予定である。

11) 募集要項等の公表及び募集要項等に関する説明会の開催

特定事業の選定を踏まえ、平成 31 年 2 月中旬に、募集要項等を美浜町公式ホームページ上で公表するとともに、その説明会を開催する。

12) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を平成 31 年 3 月上旬に受け付ける。詳細については、募集要項等において示す。

13) 募集要項等に関する個別対話

募集要項等に関する個別対話を、平成 31 年 3 月上旬以降に、実施予定である。実施内容の詳細については、募集要項等において示す。

14) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への参加表明書及び資格審査書類を平成 31 年 5 月上旬に受け付ける。

15) 応募及び提案に係る書類の受付

本事業に関する応募書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成 31 年 6 月上旬に受け付ける。

応募の場所及び提案に必要な書類は、募集要項等において提示する。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

平成 31 年 7 月下旬に本事業に最適な提案書類を提出した者（以下「優先交渉権者」という。）を決定し、美浜町公式ホームページ上で公表する。

(4) 優先交渉権者を決定しない場合

本町は、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 本事業の実施に関する協定等

本町は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については募集要項等公表時に示す。

1) 基本協定

本町は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2) 事業契約

本町は、優先交渉権者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、美浜町議会の議決を経た後に、本契約とする。

2-3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として応募グループに位置づけ、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- ③ 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPCを仮事業契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、応募グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④ 代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の50%未満とする。
- ⑤ SPCから本事業の設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を直接受託し、又は請け負うことができるのは、代表企業、構成企業及び協力企業のみとする。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本町の入札参加資格者名簿に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者）は、1) から5)に示す各業務を行う者の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

1) 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの間に、延べ面積 1,500 m²以上の公共施設又は商業施設の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。

2) 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の建設企業で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。
- b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの間に完了した、延べ面積 1,500 m²以上の公共施設又は商業施設の建築工事实績を有していること。

3) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの間に、延べ面積 1,500 m²以上の公共施設又は商業施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。

4) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b. 公共施設又は商業施設の維持管理業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有していること。

5) 運營業務を行う者

運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b. 道の駅や物販施設、飲食施設、その他商業施設等、運營業務を行う各施設に類似した運営実績を有していること。

(3) 応募者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑥ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑧ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に本町から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者

⑩ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 永井公認会計士事務所

⑪ 2-5 に記載の「美浜町地域づくり拠点化施設整備事業事業者選定委員会(仮称)」(以下「選定委員会」という。)の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

⑫ 最近 1 年間に於いて法人税、消費税、地方消費税を滞納している者

⑬ 応募者及び協力企業のいずれかで、他の応募者又は協力企業として参加している者。ただし、町が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の応募者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

⑭ 美浜町暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 23 日条例第 12 号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(4) SPC の設立等

応募者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を美浜町内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することも可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本町の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。

ただし、参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 美浜町入札参加資格者名簿の追加登録

平成 31 年 1 月 15 日より開始する平成 31・32 年度美浜町入札参加資格者名簿への登録申請が済んでいない代表企業、構成企業及び協力企業については、参加表明書の提出までに登録申請を完了しておくこと。

(7) 応募者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

2-4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には応募者に無断で使用しないものとする。なお、提案書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	応募者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 応募者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 採用提案者への加点

事業者の選定に当たり、採用提案を行った事業者が属する応募グループへの加点を行う予定である。なお、加点方法等の詳細は募集要項等公表時に公表する。

(3) 選定委員会の設置

公募型プロポーザル方式により事業者を選定するにあたり、地方自治法施行令第 167 条 10 の 2 第 4 項及び第 5 項に準じて、本町に学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。

選定委員会は、事業者選定基準や募集要項等、事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の審査を行う。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本町と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりとするが、事業者からの意見を踏まえた上で、募集要項等のなかで改めて提示する。

3-3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本町及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本町及び事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については事業契約書（案）を前提とし、詳細については、募集要項等公表時に示す。

なお、本町及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

3-4 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。

2) モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。

3) モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定程度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地条件

事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地：福井県三方郡美浜町郷市、松原地係
(資料2「計画地位置図」、資料3「敷地図」参照)
- ② 敷地面積：約 12,000 m²
※平成 31 年度に本町において取得予定
- ③ 地域地区等：都市計画区域
 - ・準工業地域 (建ぺい率 60%, 容積率 200%)
 - ・商業地域 (建ぺい率 80%, 容積率 300%)
 - ・近隣商業地域 (建ぺい率 80%, 容積率 200%)
- ④ 接続道路：北側：町道松原・溝添線 (幅員約 6m)
南側：国道 27 号 (幅員約 10m) ※幅員約 18m に拡幅予定
東側：県道美浜停車場線 (幅員約 9m)
- ⑤ 給水：上水道本管 (φ 200mm)
- ⑥ 排水：公共下水道 (φ 200mm)
- ⑦ その他：本事業は、開発面積が 10,000 m²を超えるため、都市計画法第 29 条の開発許可に該当するが、当該開発許可の手続きは本町が申請を行う。なお、事業者の提案内容により開発許可の変更が必要となる場合でも、変更申請は本町が行うが、事業者は、当該変更申請に必要な支援 (図面作成、工事等) を行うこと。

4-2 施設要件

(1) 基本的考え方

本事業に関して事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、募集要項等公表時に要求水準書において提示する。

(2) 構成要素

本公共施設の基本的な構成については、以下のものが想定される。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

表 本公共施設の施設構成

分類	施設	内容	延床面積等	
本施設	休憩施設	地域振興施設用屋内トイレ	1,750 m ² 程度	
	地域振興施設	飲食施設		300 m ² 程度
		農林水産物直売所		
		日用品・食料品販売所		
		荷捌き室（作業スペース）		
		子育て交流施設		
		交流スペース		
	屋上スペース	360 m ² 以上		
	公園的広場	360 m ² 以上		
	屋根つきイベント広場	10 m ² 程度		
	防災施設	防災備蓄倉庫	固定式ガソリン計量機（両面）：2基以上 灯油計量機：1基	
		ガソリンスタンド		
	提案施設※2		提案による	
外構	サービス動線（車路・駐停車スペース）、歩行者空間・植栽・緑地等	適宜		
本公共施設	休憩施設	駐車場（アプローチ車路を含む）	小型車：36台 大型車：9台 身障者用：1台	
		トイレ	男性（小）：5器 男性（大）：2器 女性：11器 身障者用：1器	
	情報発信施設	情報発信施設	200 m ² 程度	
	ベビーコーナー	授乳、おむつ替えスペース		
	外構	歩行者空間・植栽・緑地等	適宜	
町整備施設※1	休憩施設	駐車場（アプローチ車路を含む）	小型車：38台 大型車：1台 身障者用：2台 二輪車用：4台	
	交通連携施設	EV充電施設	2台	
		バス停留所	大型バス1台	
	外構・その他	地下調整池		
再生可能エネルギー施設 歩行者空間・植栽・緑地等		適宜		
付帯施設（民間施設）※2	事業予定地又はその付近にて、事業者の独立採算事業として整備・運営等を実施する施設	提案による		

※1 本事業では、事業者が維持管理業務のみを行う予定である。

※2 事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。

5. 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本町と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、基本協定及び事業契約に関する紛争については、福井地方・家庭裁判所敦賀支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本町は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本町は、事業契約を解除することができる。
- ③ 前 2 号により事業契約が解除された場合、事業者は、本町に生じた損害を賠償しなければならない。

6-2 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、本町は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本町又は事業者は、事業契約を解除することができる。

6-4 金融機関と本町の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本町とで協議し、直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7-3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本町は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本町は、事業者に対する本町からの補助金、出資等の支援は行わない。

7-4 その他の措置及び支援に関する事項

本町は、事業者が事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本町及び事業者で協議する。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 議会の議決

本町は、事業契約の締結に関する議案を平成31年の美浜町議会に提出する予定である。

8-2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

8-3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

福井県美浜町土木建築課 街づくり推進室 担当：山本、和多田

住 所：〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市 25-25

電 話：0770-32-6707

F A X：0770-32-6050

E-mail：m-zukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

美浜町公式ホームページアドレス <http://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>

資料 1 : リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本町	事業者
1	募集関連書類	募集要項等の募集関連書類の誤り・変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	本町事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
5		PFI 契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能	●	
6	行政	事業用地の確保、本町の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
7	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
8		上記以外のもの(消費税の変更を含む)	●	
9	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等(許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む)	●	
10		上記以外のもの		●
11	許認可 ※制度変更は法 制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
12		上記のうち、本町が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
13		本町が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
14		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
15	公的支援制度 ※制度廃止や条 件変更等は法制 度リスクに含む	本町が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
16		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
17	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
18		事業者が実施する業務に起因するもの		●
19	環境問題	調査、設計、建設、維持管理、運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
20	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
21		本町の事由による第三者への賠償	●	
22		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
23	不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理、運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲
24	金利変動	設計・建設期間(基準金利の設定時点まで)の金利変動	●	
25		維持管理・運営期間中の金利変動		●
26	物価変動	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加		●
27		維持管理・運営期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	▲	●
28	要求水準	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運営業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
29		上記以外のもの	●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本町	事業者
30	共通 インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
31		本町の事由によるもの（本町が供給元の場合を含む。）	●	
32		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
33	共通 債務不履行	本町の債務不履行による中断・中止	●	
34		事業者の債務不履行による中断・中止		●
35	共通 事業の中断	本町の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
36		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
37		法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
38	共通 測量・調査	本町が実施した測量・調査に関するもの	●	
39		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
40	共通 設計	本町が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
41		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
42	共通 地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
43	共通 土地の瑕疵	調査資料等で予見できることに関するもの		●
44		土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
45	共通 工事費用増大	提示条件の誤りや本町の追加指示、本町の事由による工事費の増大	●	
46		事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
47	共通 工期遅延	本町の事由による工期の遅延	●	
48		事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●
49	共通 計画変更	施設完成前に本町が発案した軽微な変更		●
50		施設完成後に本町が発案したレイアウト等の変更・改修	●	
51	共通 引渡前施設損害	本町の事由による施設の損害	●	
52		事業者の事由による施設の損害		●
53		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
54	共通 工事監理	工事監理の不備によるもの		●
55	共通 一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
56	共通 譲渡手続き	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		●

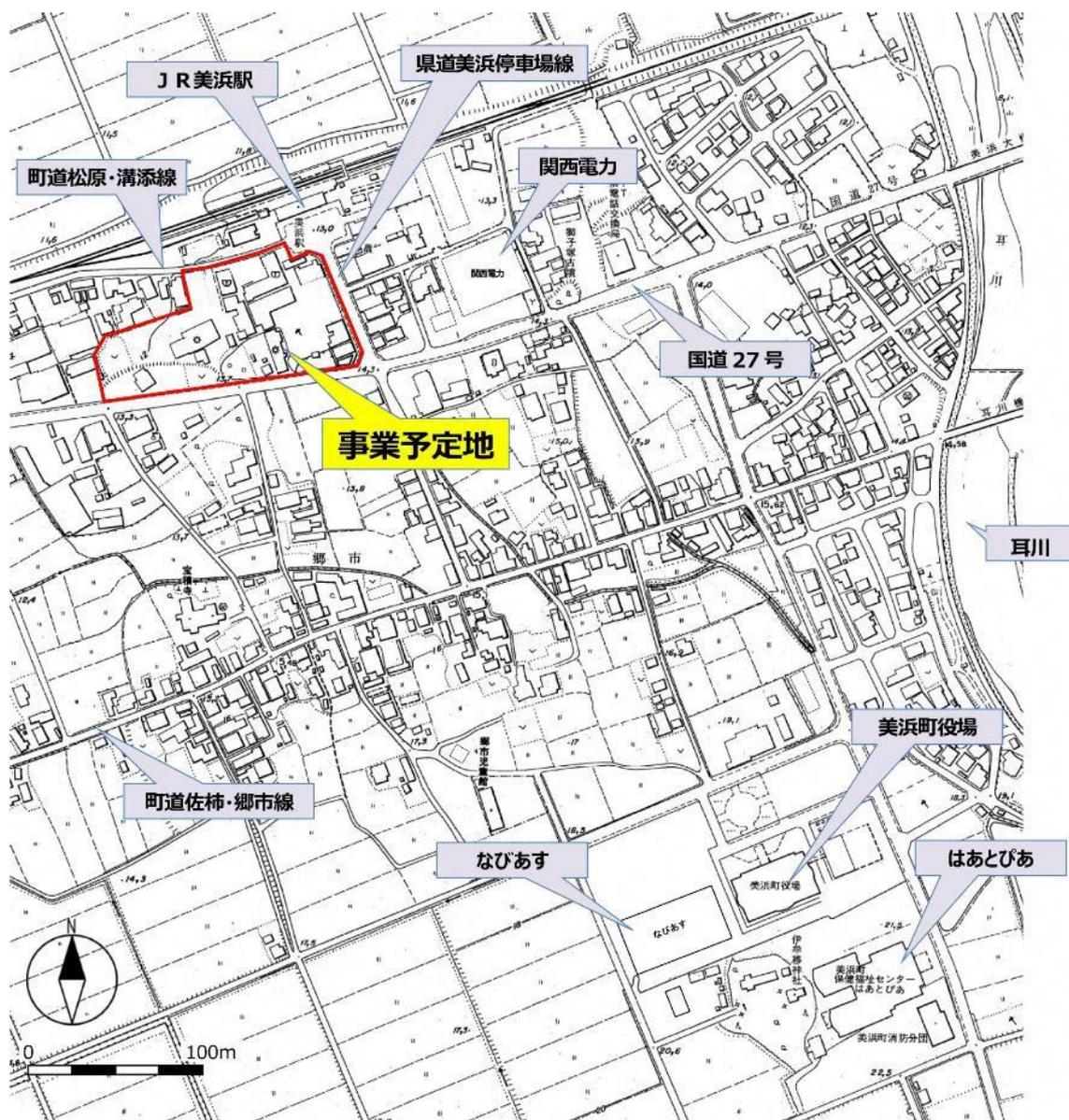
●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本町	事業者
57	維持管理・運営費用 上昇	本町の指示による維持管理・運営業務の変更等に起因する維持管理・運営費の増大	●	
58		事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く。)		●
59	支払遅延	本町の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
60	維持管理・運営段階 計画変更	本町の事由による事業実施条件の変更	●	
61		事業者の提案・要望による維持管理・運営業務の変更に関するもの		●
62	施設損害	事業者の事由による施設の損害		●
63		本町の事由による施設の損害	●	
64		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
65	施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
66	施設譲渡	本町に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●
67	需要変動	施設利用者の変動による事業者の独立採算事業による収入の増減に関するリスク		●
68	移管 事業の終了手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

資料 2 : 計画地位置図





資料 3 : 敷地図

